# 中小企業融資規程

制 定 平成 26 年 3 月 24 日 25 経 第 213 号 最終改正 <u>令和 4 年 6 月 17 日 4 経創第 178 号</u>

(目 的)

第1条 この規程は、中小企業の事業活動に必要な資金、災害復旧に必要な資金及び事業活動に伴って生ずる公害等を防止するために必要な資金の適正・円滑な供給を確保するため、金融機関並びに長野県信用保証協会及び長野県農業信用基金協会(以下「保証協会等」という。)の協調を得て、これらの資金の融通を促進し、もって中小企業の健全な発展を図ることを目的とする。

# (用語の意義)

- **第2条** この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 中小企業者 中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号。以下「信用保険法」という。) 第2条第1項第1号、第2号、第5号及び第6号に掲げるものをいう。
  - (2) 小規模企業者 信用保険法第2条第3項各号に掲げるものをいう。
  - (3) 中小企業団体等 中小企業等協同組合法 (昭和 24 年法律第 181 号) の規定に基づく事業協同組合、事業協同小組合及び企業組合、中小企業団体の組織に関する法律 (昭和 32 年法律第 185 号) の規定に基づく協業組合及び商工組合、商店街振興組合法 (昭和 37 年法律第 141 号) の規定に基づく商店街振興組合、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律 (昭和 32 年法律第 164 号) の規定に基づく生活衛生同業組合並びに消費生活協同組合法 (昭和 23 年法律第 200 号) の規定に基づく消費生活協同組合をいう。
  - (4) 中小企業者等 中小企業者、小規模企業者及び中小企業団体等をいう。
  - (5) 分割返済 元金均等による月賦返済をいう。
  - (6) 保証貸付け 保証協会等が債務の保証をする貸付けをいう。
- (7) 金融機関 県内に店舗を有する信用組合、信用金庫及び銀行、商工組合中央金庫、長野県信 用農業協同組合連合会並びに長野県信用保証協会と基本約定を締結している農業協同組合をい う。

### (制度融資の種類)

- **第3条** この規程の定めるところにより行う融資(以下「制度融資」という。)の種類は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 中小企業振興資金
  - (2) 小規模企業発展資金
  - (3) 経営健全化支援資金
    - ア経営安定対策
    - イ 特別経営安定対策
    - ウ 防災・安全対策
    - 工 災害対策
    - オ 新型コロナウイルス対策
    - カ 新型コロナ向け伴走支援型
  - (4) 信州創生推進資金
    - ア 創業支援向け
    - イ 事業承継向け
    - ウ IT 産業向け

- エ 事業展開向け
- オ 地域活性化向け
- カ 企業立地向け
- キ ゼロカーボン・次世代産業向け
- ク 海外展開向け
- (5) 経営改善サポート資金

#### (融資の対象)

- 第4条 制度融資を利用することのできる者は、中小企業者等であって、県内において原則として 1年以上継続して同一事業を営み、主として中小企業信用保険法施行令(昭和 25 年政令第 350 号)第1条に規定する業種を営むものとする。ただし、次の各号の一に該当する者は、制度融資 を利用することはできない。
  - (1) 金融機関から取引停止の処分を受けている者
  - (2) 保証協会等で行った代位弁済に対する債務の履行を終わらない者
  - (3) 許可等を要する業種について、これらを受けないで営業している者
  - (4) 営業に関し公序良俗に反する行為又は違法な行為を行っている者
  - (5) その他知事が適当でないと認める者

# (制度融資の貸付対象者、資金の使途等)

**第5条** 制度融資の貸付対象者、資金の使途、貸付限度、貸付条件等は別表のとおりとする。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、別に定めるところにより制度融資のあっせんを行うことがある。

## (借入申込みの手続き)

- 第6条 制度融資(中小企業振興資金、経営健全化支援資金(新型コロナ向け伴走支援型)及び信州創生推進資金(海外展開向け)を除く。)の貸付けを受けようとする者は、融資あっせん申込書に別に定める書類を添えて、原則、運転資金の場合は、主たる事業所の所在地、設備資金(及び設備資金と同時に申込む場合の設備に付帯する運転資金)の場合にあっては、当該設備の設置場所の市町村長を経由して知事に提出するものとする。
- 2 中小企業振興資金及び経営健全化支援資金 (新型コロナ向け伴走支援型) (以下「スピーディー資金」という。) の貸付けを受けようとする者は、融資申込書に別に定める書類を添えて金融機関に申し込むものとする。
- 3 信州創生推進資金(海外展開向け)の貸付けを受けようとする者は、融資あっせん申込書に別 に定める書類を添えて知事に提出するものとする。

#### (制度融資の決定等)

- **第7条** 知事は、制度融資(スピーディー資金を除く。)の融資あっせん申込書を受理した場合は、 その内容を審査し、あっせんすべきものと決定したときは、速やかにその旨を金融機関及び保証 協会等に通知するものとする。
- 2 金融機関及び保証協会等は、前項の規定によるあっせんの通知を受けたときは、相互に協議し、 金融機関はその結果を直ちに申込者に通知するものとする。ただし、保証貸付けでないものにつ いては、協議することを要しない。
- 3 前項の規定による協議の結果、承諾の決定をしたときは保証協会等が貸付(保証)承諾書により、不承諾の決定をしたときは、金融機関又は保証協会等が貸付(保証)不承諾書により知事に通知するものとする。
- 4 第2項の規定により協議を要しないものについては、金融機関が承諾の決定をしたときは貸付

承諾書により、不承諾の決定をしたときは貸付不承諾書により、知事に通知するものとする。

5 知事は、前2項の規定による通知を受けたときは、速やかに市町村長に通知するものとする。

# (スピーディー資金の融資の決定等)

- **第8条** 金融機関は、スピーディー資金の融資申込書を受理したときは、速やかにその内容を審査 し、保証協会等と相互に協議するものとする。
- 2 金融機関は、融資の承諾又は不承諾の決定をしたときは、その旨を申込者に通知するものとする。
- 3 金融機関又は保証協会等及び知事は、スピーディー資金の融資の決定のため必要と認めるとき は、相互に協議するものとする。

#### (設備完了届等)

- **第9条** 中小企業者等は、制度融資(スピーディー資金を除く。)の対象設備の設置を完了したときは、速やかに設備完了届を知事に提出するものとする。
- 2 金融機関は、中小企業者等が行うスピーディー資金の融資の対象設備の設置が完了したときは、 速やかに当該設備の設置を確認するものとする。

## (実行状況の報告)

第10条 信州創生推進資金(ゼロカーボン・次世代産業向け)の貸付けを受けた者で、別に定める者は、中小企業等経営強化法第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関(以下、「認定経営革新等支援機関」という。)へ計画の実行状況を報告するものとし、認定経営革新等支援機関は、信州創生推進資金の利用に関する報告書により知事、金融機関及び保証協会等に報告するものとする。

#### (貸付原資)

第11条 知事は、制度融資に必要な原資として、一定額を金融機関に預託するものとする。

#### (保証料)

- 第12条 保証貸付けを受ける者が負担すべき保証料は、年2.20 パーセント以下の範囲内で保証協会等が別に定める率とする。
- 2 知事は、第3条第2号から第5号(第3号のカ及び第4号のクを除く。)までに掲げる資金について、別に定めるところにより、当該資金の保証貸付けに係る保証料の一部を市町村が交付する 範囲内で保証協会等に交付することがある。
- 3 知事は、第3条第3号のカ及び第4号のクに掲げる資金について、別に定めるところにより、 当該資金の保証貸付けに係る保証料の一部を保証協会等に交付することがある。
- 4 第2項の規定により県及び市町村が保証料を交付する場合においては、保証貸付けを受ける者が負担すべき保証料は、第1項に定める保証料から県及び市町村が交付する保証料を除いた額とする。
- 5 第3項の規定により県が保証料を交付する場合においては、保証貸付けを受ける者が負担すべき保証料は、第1項に定める保証料から県が交付する保証料を除いた額とする。

## (申込書等の様式)

第13条 この規程に規定する融資あっせん申込書等の様式は、別に定める。

# 附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

#### 附 則

- この規程は、平成27年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。 附 則
- この規程は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。 附 則
- この規程は、平成28年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成28年7月1日から施行する。 附 **則**
- この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。 附 則
- この規程は、平成30年4月1日から施行する。 附 則
- この規程は、平成31年4月1日から施行する。 附 **則**
- この規程は、令和元年 11 月 8 日から施行する。 附 則
- この規程は、令和元年 12 月 18 日から施行する。 R44 即
- この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和2年5月1日から施行する。

附則

- この規程は、令和2年7月3日から施行し、令和2年7月3日保証申込受付分から適用する。 附 則
- この規程は、令和3年2月1日から施行し、令和3年2月1日保証申込受付分から適用する。 附 則
- この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附則

- この規程は、令和3年8月2日から施行する。 附 則
- この規程は、令和4年4月1日から施行する。

<u>附 則</u>

この規程は、令和4年7月1日から施行する。